

（目 的）

第1条 この規則は、学校法人目白学園（以下「学園」という。）に勤務する教職員が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

（教職員の定義）

第2条 この規則において教職員とは、学園給与規則第2条第1項に掲げる教職員をいう。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、次の各号で算出される額のうち、最も高い額とする。

（1）退職の日（退職の日が昇給、昇格の日から6か月を経過していない場合は、昇給、昇格の前日。）におけるその者の本俸月額（学校法人目白学園給与規則第6条に規定する本俸月額（学長等の退任日と退職日が同日の場合においては、学長等に就任しなかったとした場合に、学校法人目白学園教職員の初任給、昇給等に関する規則に基づき計算される本俸月額）をいう。）に、その者の勤続期間を別表の退職手当支給割合表により区分して、当該各欄に掲げる割合を乗じて得た額。

（2）公益財団法人東京都私学財団退職資金事業規程に基づく計算式で計算された額

（3）財団法人私立大学退職金財団退職資金交付業務方法書に基づく計算式で計算された額

2 前項の本俸月額は、退職の日において休職、停職、減給その他の理由により本俸の一部又は全部を支給されていない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき本俸月額とすることができる。

3 在職期間中、学園に対して特に功労があった者及び管理又は監督の地位に当たる職務を永年勤務した者については、理事会の議を経て、前各項による額を超えて退職手当を支給することができる。

（勤続期間の計算）

第4条 退職手当計算の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間とする。なお、有期雇用から継続して在職している場合は、その期間も含める。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月（その月の16日以降に教職員となった場合はその月の翌月）から退職した日の属する月（その月の15日以前に退職した場合はその月の前月）までの日数による。

3 前各項の規定による期間のうち、業務上傷病以外の事由による休職、停職、育児休業、介護休業その他これらに準ずる事由により、現実に職務につかない期間のある月（その月のうち15日以上職務についた月を除く）があったときは、その月数を在職期間から除く。

4 前各項により計算した在職期間に6か月未満の端数があった場合は、その端数は切り捨て、6か月以上1年未満の端数があった場合はその端数は2分の1年として計算する。

（退職手当の支給制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しない。

（1）学園就業規則第28条第5号により解職され又はこれに準ずる処分を受けた者

（2）禁固以上の刑に処せられ又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

（3）刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定以前に退職した者。ただし、禁固以上の刑に処せられなかった場合は、理事会の審議を経て、退職手当の一部を支給することができる。

第6条 満50歳以上の年齢で新たに教職員となった者で、採用のときに退職手当を支給しない旨の条件付で採用となった者には、退職手当は支給しない。ただし、理事会の議を経て、本規則により計算した額の範囲内において退職手当を支給することができる。

第7条 学園就業規則第21条第1項の規定による退職願を退職希望日の60日以前に提出しなかった者に対しては、退職手当は支給しない。ただし、情状により退職手当の一部又は全額を支給することができる。

(死亡退職の場合の受給者)

第8条 教職員が死亡により退職した場合の退職手当は、次の各号に掲げる遺族に支給する。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、教職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しない者
- (5) その他法令又は社会通念上適格と認められる者

2 前項各号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合、父母、祖父母については、養父母、養祖父母を先にし、実父母、実祖父母を後にする。

3 退職手当をうけるべき順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 前各項により順位を決定して退職手当を支給した後において、順位決定に誤りありと申出る者があつても学園は一切その責を負わない。

(退職手当支給の時期)

第9条 退職手当は、退職の日から1か月を経過した後、1か月以内に支給する。

2 本規則第5条第3号但し書きに該当する退職手当は、その事由が確定した日を起算日として、前項により支給する。

3 退職時において、学園及び学園関係の者に対し、負債等があり、またそのおそれがあると認められる場合は、前2項にかかわらず、その負債等を償還したことが確認された日から1か月以内に支給する。

4 前項までに規定する期間は、事情により短縮することができる。

(この規則に定めなき事項等の取扱い)

第10条 この規則に定めなき事項については、理事会の審議を経て、理事長が決定する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

1 この規程は、昭和48年9月1日から施行する。

1 この規程は、昭和58年12月1日から施行する。

1 この規程は、昭和61年12月19日から施行する。

1 この規程は、昭和62年6月23日から施行する。

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成23年3月31日から施行する。

この規程は、平成24年3月31日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

2 学校法人目白学園教職員の初任給、昇給等に関する規則附則第2項に該当する者については、第3条を準用する。

1 この規則は、2025年10月1日から施行する。

2 2020年4月1日施行附則第2項は、前項に定める施行日の前日限り廃止する。

退職手当支給割合表

勤続期間	第 1 号表	第 2 号表	第 3 号表	勤続期間	第 1 号表	第 2 号表	第 3 号表
1 年	0	0.9	1.1	21 年	以下 第 2 号 表 適 用	22.3	26.9
1.5	0.5	1.35	1.65	22		23.6	28.5
2	1.0	1.8	2.2	23		24.9	30.1
2.5	1.5	2.25	2.75	24		26.2	31.7
3	2.0	2.7	3.3	25		27.5	33.3
3.5	2.5	3.15	3.85	26		28.8	35.0
4	3.0	3.6	4.4	27		30.1	36.7
4.5	3.5	4.05	4.95	28		31.4	38.4
5	4.0	4.5	5.5	29		33.0	40.5
5.5	4.5	5.0	6.1	30		34.5	42.5
6	5.0	5.5	6.7	31		36.1	44.6
6.5	5.5	6.0	7.3	32		37.6	46.6
7	6.0	6.5	7.9	33		39.2	48.7
7.5	6.5	7.0	8.5	34		40.8	50.8
8	7.0	7.5	9.1	35		42.3	52.8
8.5	7.5	8.0	9.7	36		43.9	54.9
9	8.0	8.5	10.3	37		45.4	56.9
9.5	8.5	9.0	10.9	38		47.0	59.0
10	9.0	9.5	11.5	39		48.2	60.0
(以下0.5年省略)				40		49.2	60.0
11	以下 第 2 号 表 適 用	10.6	12.8	41		50.0	60.0
12		11.7	14.1	42		50.0	60.0
13		12.8	15.4	43		50.0	60.0
14		13.9	16.7	44		50.0	60.0
15		15.0	18.0	45		50.0	60.0
16		16.2	19.5				
17		17.4	20.9				
18		18.6	22.4				
19		19.8	23.8				
20		21.0	25.3				

第 1 号表

第 2 号表

第 3 号表

○自己都合による退職者（勤続 10 年以下の者）

○自己都合による退職者（勤続 10 年を超える者）

○定年による退職者

○業務外の傷病又は死亡による退職者

○第 1 号表及び第 3 号表に明示した以外の事由による退職者

○業務上傷病又は死亡による退職者

○学園の組織の改廃又は定員減少により退職させられた者

（注 1）業務外の傷病による退職者とは

傷病により引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者
で理事長が認定した者

(注2) 業務上傷病または死亡による退職者とは

学園就業規則第58条、第59条および第60条を適用されて退職した者